

# 現代西欧における社会経済の再組織化

—ゲルマン的団体から「社会国家」へ—

前 田 恵 美

## 要 旨

かつての西欧社会では、人々が相互に協力して協同し合うゲルマン的団体法を基礎とした「社会保険の思想」が生活と一体となってさまざまな社会的なるもの>をカバーしていたが、近代国民国家の誕生以降、個人の自由を保障する社会保障へと変化し、最終的にはすべての社会的なるもの>を国家が担うという巨大な「社会国家」を誕生させてしまった。この背景には、工業経済や市場経済、貨幣経済の発展とともに、「共」と「協」の原理を解体させながら「個人」原則を基本としてきたことが大きな意味を持つ。つまり、それまで「共」や「協」の領域に社会的なるもの>が埋め込まれていたが、これらが切り離され、まずは「個人」の責任とされ、「個人」の自己責任に限界がきたときには、すべての社会問題が国家の責任として考えられた。いまや、この「社会国家」はますます巨大化し、財政問題を筆頭に、もはや国家自体が破綻しようとしている。現在の先進諸国における大失業問題や少子高齢化における介護・医療・年金問題は、単なる組織づくりだけでは根本的な解決には至らない。そこで、本来の人々の生活全体から配慮し直すことが不可欠となってくる。したがって、本来の生活における社会的なるもの>が埋め込まれたかたちで社会経済の再組織化を現代において再吟味しなければならないと思われる。

キーワード：社会経済の再組織化；「社会国家」；ゲルマン的団体；社会的なるもの>；「個人」；「共同体」；「協団体」

経済学文献季報分類番号：01-10；02-10；02-63；03-10

## I. はじめに

かつて近代国民国家の誕生以前のゲルマン社会においては、機能団体がそれぞれの団体法を制定し、棲み分ける機能的社会であった。この社会では「個人」や「共同体」と「協団体」が一体となっており、雇用や医療、教育などいわゆる社会的なるもの><sup>1)</sup>は、こうしたト

1) ここでいう社会的なるもの>とは、雇用、医療、教育など、かつては共同体や協団体の中で支え合っ

ータルな社会全体でカバーし合う機能社会が成り立っていた。この機能社会において、7～8つの「職能団体法」<sup>2)</sup>が一つの憲法に統一されるには、民族（Folk）の意識で統一する必要があり、立憲制と君主制が結合することになった。これに対して、「個人」を基礎とした近代国民国家は、神の力の及ばない人間だけの力で安定した社会秩序を形成する可能性のあるものの象徴であると期待された。「個人」と「国家」の関係に存在する「個人」と「個人」の関係としての「社会」の問題に対して、「国家」が責任を取るのがプロテスタンティズム国の社会保障の考え方である。つまり、それまで地域における団体の中で機能していた相互扶助や相互支援といった「共」や「協」の中間団体の相互サービスを解体させ、「個人」を中心とする近代国民国家を作り上げていったのである。この近代国民国家では、かつての社会全体としてカバーしていた社会問題、たとえば雇用問題や介護問題、育児問題など、人々の不安や心配事などの「社会的なるもの」<sup>3)</sup>として扱われ、「個人」で解決できないことは、すべてが国家の責任として委ねられていった。工業経済や市場経済、貨幣経済を維持発展することに積極的意義を見出すようになってから、この主体である企業と家計の間の安定に必要な条件が社会契約であるとみなされたときからゲルマン的団体思想を基礎とした社会保険制度が合理的であると考えられた。こうして近代国民国家以前の職能団体法で機能していたゲルマン的な「社会保険の思想」が、現代の社会経済の秩序を保つ要素として拡大している。これが、いわゆる「社会国家」<sup>4)</sup>の成立初期の動きであり、現代はこの国家の限界が工業経

---

ていたものをさす。この二つの原理を下支えしていたものこそ、相互支援や配慮、文化や倫理といった人々が生活の中で培ってきたものである。近代以降、工業経済が発展するに従って、個人と国家を中心に考えるようになり、「社会的なるもの」が解体され、社会問題として浮上することとなった。ゆえに、社会問題そのものが問題視され、個人の自己責任を中心とした社会でこの問題が解決できないときには国家で保障することとなったが、この国家の負担が今限界にきているのである。

- 2) 中世における職能団体経済は、たとえば荘園経済、領邦経済、騎士団経済、教会経済、ギルド経済、大学経済、王家経済などである。
- 3) 「共同体」や「協団体」が社会そのものの中に埋め込まれていた時代において、こうした人々の心配事である社会問題はこの領域内で相互扶助・相互支援を通して解決されていた。しかし、近代国民国家の誕生以降では、この「社会的なるもの」が個人の責任もしくは国家の責任として処理され、かつては社会それ自体として生活の中で解決されてきたことが、未解決のまま現在に至っているのである。
- 4) Norbert Blüm, Anton Jaumann, Dieter Schröder (1976), Anton Rauscher (1977), 川越修 (2004), G.A. リッター [木谷勤他訳] (1993) を参照されたい。現在、先進諸国における財政破綻問題は「社会国家」というかたちで大きな危機を迎えている。自己責任原則を基礎に自由競争の経済活動を行い工業化や都市化を進めた結果、人々はそれまで家族や地域という共同体や団体が支えていた伝統的役割や職分思想を解体させ、それに伴って解決困難となった社会問題から発生したリスクを防衛する役割を「社会国家」として国民国家に担わせた。医療や福祉の費用の増額化、あるいは年金財政の巨額化が進んでいるが、これは家計でも政府でも金銭的な破綻は避けられず、その防止や回避への関心が高まっている。こうして財政危機や、大失業社会が先進諸国では問題となり、「社会国家」の破綻が心配されている。

済を挟んで姿を現し、現代において財政や金融の破綻問題として浮上しているのである。

このような現代の問題が浮上する前々から社会それ自体に危険を感じていた人々は少なくはない。すでに、15世紀にはトマス・モアが「ユートピア」という架空の国を舞台に、自由、平等で戦争のない理想社会を描いた。イギリスではロバート・オウエンが協同組合に熱心に取り組み、マックス・ミュラーはドイツの哲学者にして第二次世界大戦後に影響力のあったカトリックの知識人として哲学的に社会全体を考察した。今から約200年前にフランス人の社会学者サン・シモン<sup>5)</sup>も社会への危機に警鐘を鳴らした多くの人々の中の一人であった。サン・シモンが「われわれはいま危機にみちた過渡期を生きており、新しい体制の組織化を迫られている」「ヨーロッパ諸国民がこうむるべき危機<sup>6)</sup>と指摘しているように、ヨーロッパにおける歴史的な大きな流れそのものに問題の源流を見出している。彼によると「現在全人類を脅かしている革命の最初の重大な危機は、15世紀に現れた」とし、その危機をルネサンスに見ていた<sup>7)</sup>のである。つまり、ルネサンス以降の「個人」の自我の発見が近代国民国家を成立させ、個人の集まりとしての社会（Gesellschaft）が表に出て、それまで機能していた共同体としての本来の社会（Gemeinschaft）の問題は置き去りにされてしまったのである。単なる個人の集合体としての社会そのものが問題視されていたことになる。中心的な問題は単なる個人の自由競争だけではなく、産業社会の基盤を成り立たせている協同と共同との二つの原理であり、これを置き換えて産業者による科学的な管理によって構成されなければならない<sup>8)</sup>ことである。このように、すでに社会の「組織化」「協働化」とりわけ人々が協力して働く社会（Genossenschaft）が産業革命以前に問題視されていたのである。やがてこれがコントに引き継がれ科学的に展開されることとなるが、後のデュルケムも社会のアンomie状態に対して人々の良心を基盤とする道徳の重要性を主張している。彼によると、「道徳は集団への愛着が始まるところに始まる」<sup>9)</sup>と反復して語っているように、人々にとってまず第一に守るべき基本要項は自己の職業上の義務を十分遂行することにあるとされる。つまり、個人を身体の器官の役割に還元する傾向を有し、道徳的基準の目的が何よりもまず社会的存在であるこれらの有機体の団結、持続、生命を維持することにある<sup>10)</sup>と述べている。

5) Claude-Henri de Saint-Simon (1760-1825)。サン・シモンが生きた時代は、フランス社会そしてヨーロッパ社会が旧体制から新体制へと移行する、時代の大転換期である。たとえば、アメリカ独立戦争への従軍、フランス大革命、恐怖政治、総裁政府、ブリュメール18日のクーデタ、執政政府、ナポレオン帝政、ヨーロッパ戦争、第一次・二次王政復古などが次々と起こった時代である。

6) 吉田静一（1975）p.19

7) 森博（1988）p.355

8) 中村秀一（1989）p.147

9) E. デュルケム [佐々木交賢訳]（1985）p.7

10) 同上。

つまり、自由競争こそが、産業の発展と生産力の展開を実現すると信じられていたこの時代にあつて、これらの人々は産業者の組織化と管理とを唱えたのである。したがって、これまでずっと社会の問題として人々の生活とは切り離せない＜社会的なるもの＞の解決の方法を彼らは模索していたと思われる。このように、近代以降の問題が現代にまで続いており、この社会の危機の問題が現代まで解決されないまま引き伸ばしにされてきたのではないだろうか。

このような社会の危機は人々にとって生活の「不安」であり「心配」でもある。だからこそ、われわれは相互にガダマーが現代で主張した「ゾルゲ」<sup>11)</sup>（配慮）を考える必要がある。現代の抱える社会問題を解決するためには、大きな社会経済の枠組みを再組織化することが求められる。しかし、社会の「組織化」「協働化」は人々にとって普遍的な共通目的が根底になければならない。というのも、単なる個人の集まりではバラバラで無秩序な社会を生み出してしまうからである。こうした意味でも、他の多くの研究者が社会経済に対して危機を唱えたのと同じように、哲学的視点から社会経済の再組織化をガダマーはねらっていたと思われる。

そこで、ここではゲルマン的団体がどのように「社会国家」化していくのかについてまず整理しながら、現代西欧における社会経済の再組織化にむけた考察をする予定である。この作業を通して「社会国家」の限界と課題をみていきながら、その基礎を築いているドイツ固有のゲルマン的特徴を明らかにしたい。というのも、不安な社会の危機を乗り越えるためには、本来の人々の相互協力型の団体や組合の考え方が重要になってくると思われるからである。

## Ⅱ. 社会の危機と「社会国家」の限界

まず、現代の「社会国家」がもたらす問題の解決を図るためには、西欧における社会経済の変遷をたどりながら、われわれが立ち戻るべき点を明確にしておく必要がある。そのため

---

11) ドイツ人哲学者である H.G. ガダマー（1900-2002）は、現代の医療や福祉の問題に対してその背後の哲学が問題であるとする。ガダマーによればドイツ語の「ゾルゲ」（Sorge）は現代の一般的な医学や衛生学、介護や世話を中心とする福祉論だけではなく、その根底にある人として生きる倫理や道徳、つまり、ドイツ人としていかに生きるべきかという「存在論」の基礎に置かれる「気遣い」のレベルから問題の解決を図ろうとする。ガダマーは、師であるハイデガーの存在論を継承したが、この問題に哲学的に根源的な存在論のレベルに加えて歴史的な「伝承」「Überlieferung」を考慮しなければならないとしている。もともと人として健全に生きるのを配慮するところからつくり出された制度の問題を「ゾルゲ」という概念を当て、現代の問題を再度思索する。特にガダマーはヨーロッパの「統一（Einheit）」に向けた「平衡状態」を重視する。

にも、ここでは社会それ自体に危機を感じていたサン・シモンに従って彼自身の考え方の変化<sup>12)</sup>とともに社会経済の再組織化のヒントを探りたい。というのも、ルネサンス以降の社会の再建は秩序問題として残されてきたが、経済発展を成し遂げながらも根本的な解決はなされてこなかった。そこで、かつては「共」や「協」の範囲に埋め込まれたかたちで配慮されていた「社会的なるもの」の問題を、これまでのように道徳問題や精神的解決の範囲で再建を図ろうと試みた人々は多くいたが、サン・シモンは産業システムとして社会全体の問題を正面から扱った中の一人だからである。後にドイツでも団体法の研究が再び活発になってくるが、その先行としてフランス人の考え方をみておきたい。この節は中村秀一（1989）を参考にしているが、社会経済の再組織化に向けた三段階をまずは整理する。

第一段階として、社会経済の再組織化のためには、まずもって新しい「精神的権力」の再組織化を目指し、モラルの問題は実証科学がそれに解答を与えるものと考え、とりわけ生理学者たちがモラリストたちにとって代わるもの<sup>13)</sup>とみなされた。科学的循環が有機体の生物学としての血の巡りと合致し、これが生物学的事実として実証され人々に受け容れられた。すなわち「理性」の根拠に為すべきことは「我にとって善なること」「有用なること」であると考えられた。つまり、「社会的なるもの」よりも、科学的に実証され得るものを重視したのである。これは、「個人」を原則とする科学技術の発達の段階であり、近代における「技能（Können）」「測定可能性」や「操作可能性」として「ゾルゲ」を見失った段階<sup>14)</sup>ともいえる。

次に、第二段階では、社会経済の再組織化の問題は「産業」の発展の中に解消されるもの<sup>15)</sup>とされた。この段階においては社会経済の再組織化のための手段が新しい「世俗的権力」の再組織化に求められている。16世紀以降の人間精神の進歩が概括され、「前世紀の哲学は革命的であった。19世紀の哲学は組織者的（organisatrice）でなければならない」<sup>16)</sup>と考えられた時代である。この頃には、とりわけ「ヨーロッパの再組織」が「われわれの全努力の目的、われわれの全作業の最終目標」<sup>17)</sup>が強調された。この段階における産業は「産業的・科学的システム」の一環として捉えられ、人間の目的は支配にあるのではなく、産業、労働、生産にあるとされる。社会は戦争を目的に組織されるべきでなく、生産を目的

12) サン・シモンにおける科学・産業の三段階とは、第一段階「旧体制としての神学的・封建的体制」、第二段階「中間体制としての形而上学的・法律的体制」、そして第三段階「新体制としての科学的・産業的体制」である。中村秀一（1989）pp.141-144を参照されたい。

13) 中村秀一（1989）p.204

14) H.G. ガダマー [三浦國泰訳]（1993）p.1

15) 中村秀一（1989）p.204

16) 中村秀一（1989）p.124

17) 同上。

に組織されるべきであり、産業と科学の進歩を基盤にした新しい社会体制を樹立する。そのためには、科学者と産業者とが手を携えて作り上げる自律的で平和的な社会システムが不可欠であると考えられた。しかし、システムを取り換えるにはシステムが必要であり、具体的には西欧の歴史的考察に立ち戻ることを意味する。つまり、この歴史的考察こそ、本来われわれの生活を支えてきた〈社会的なるもの〉であり、この重要性に人々が気づき始めたといえる。互いに協力する組織やシステム作りが必要である点では、ゲルマン的団体思想の「協団体」が基盤にあり、西欧の「伝承」としての「ゾルゲ」が具体的なかたちで組織化されていく段階であると言える。

最後に、第三段階として再組織化を問題とする際には単なる産業組織を構築するのではなく、その土台には人々の〈絆〉が不可欠である<sup>18)</sup>とされた。というのも、それまでの〈社会的なるもの〉をすべて解体しながら「個人」を中心とした組織づくりを図ってきたが、社会問題を解決する場や繋がりが人間の生活にとって不可欠であると確信する段階だからである。モラルとは何よりも人々の結合の〈絆〉であると考えられ、この〈絆〉をゆるぎないものとするものこそ、「新キリスト教」によって最終的に表現される「感情の宗教」<sup>19)</sup>が彼の目指す道徳システムとしての社会システムの実現を保証するものであった。旧来のキリスト教は、精神的（聖なるもの）の世界の内だけに留まっていたもので、腐敗していった教会の汚職に見られるように、現実社会において人々の生活を根本から救うものではなかった。これに対してサン・シモンが提示した「新キリスト教」とは世俗的なものへ十分に配慮すべきものとして、すべての人々の生活を救う制度としての産業システムを支えるものを意味する。「隣人を兄弟のごとく愛せよ」を基本に、カトリックやプロテスタントの枠を越えた新しい普遍的なキリスト教を目指していたことがうかがえる。「産業は、そのすべての成員が互に応答し合い、そしていわば連帯（solidaires）している、単一の巨大な身体にほかならない」<sup>20)</sup>と彼が指摘するように、本来のキリスト教が持つ人格思想（神格）を社会全体の基盤に置く。彼の構想する社会組織とは、hiéro（聖なるもの）+archie（秩序）としての《hiérarchie》

18) 中村秀一（1989）p.204

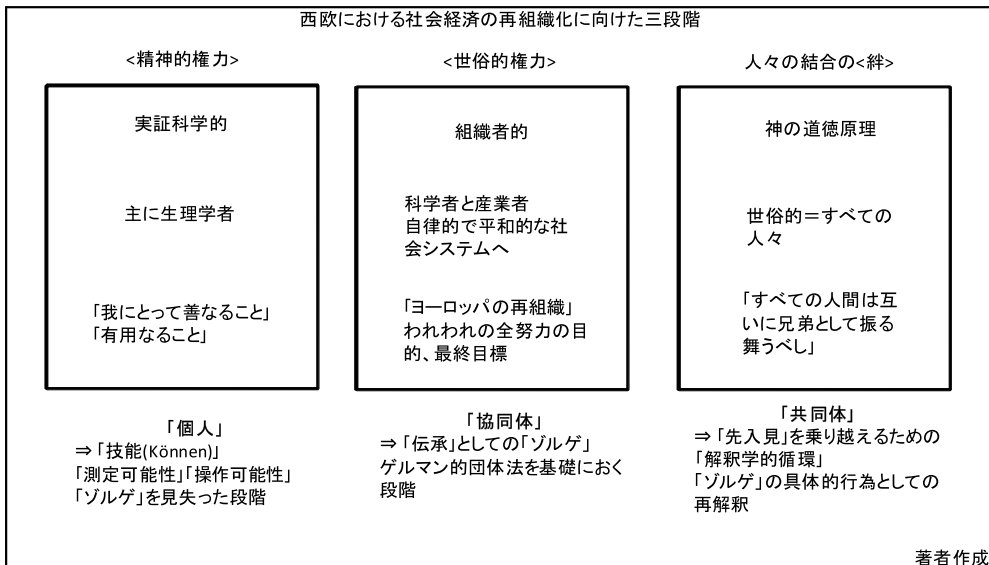
19) こうした「感情の宗教」に向かう要素として、ボナールやメーストルなどの影響が大きかったことはしばしば指摘される。ボナールにしたがって、市民社会を「政治的社会と宗教的社会との結合」と定義し、「宗教一般は感情であり、神による統一の宗教は愛である」とした。「宗教的・政治的統一の外には、人間にとって真理も社会にとっての救いもありえない」ということが「社会科学の基本的真理」であった。しかし、サン・シモン自身は白状しなかったが、彼らの他にジャン＝ジャック・ルソーの思想がうかがわれる。ルソーは啓蒙の世紀の真ただ中で、近代社会の道徳的現実を真っ先に批判し、社会において人々を結ぶゆるぎない〈絆〉を求め、そしてその役割を〈感情〉に与えることによって「市民宗教」を提唱した。中村秀一（1989）pp.205-206を参照されたい。

20) 中村秀一（1989）p.134

であり、「聖なるもの」を頂点におくことによって秩序が形成される社会組織を意味する。つまり、彼が最終的にたどり着いた「新キリスト教」の提唱は、「共同体」原理に基づくものである。この「共同体」は、それまでの価値観や「先入見」を乗り越えるためにわれわれは絶えず「解釈学的循環」<sup>21)</sup>を行い、「個人」原則の社会で置き去りにされていた人間にとっての「失敗」「過ち」「矛盾」「負」の受け皿として社会の中に再度埋め込むかたちで救済の役割を果たすのである。

このように「個人」の原理から「協同」の原理、そして最終的には「共同」の原理への社会経済の変化をみながら、＜社会的なるもの＞との関係も含めて考察したが、西欧近代における社会経済の再組織化にはこれら三つの統一が不可欠であると思われる。この三要素は西欧の歴史的伝承からして避けては通れないものであり、これらの統合こそは、現代の「社会国家」が抱える問題を歴史的伝承に立ち返って解決を図る鍵となると思われるからである。

すでに指摘したが、多くの思想家や学者たちが社会の危機をすでにルネサンスにみていた。これはアラビア人によってヨーロッパに導入された精神的領域における実証科学的な能力と世俗的領域における産業的能力の二つの能力が急速な発展によってもたらされたことに起因する。中世においては社会は信仰をつくり出す聖職者団とこれらの信仰に従う世俗人の二つの精神的階級に分かれており、農業経済中心の神学的秩序によって社会の安定を図っていた。



21) この解釈学的循環こそガダマー哲学の最大の特徴の一つとも言えるべきものである。それは一般には「秘匿性」を開示することや平衡の「回復」としての関連で展開される。われわれにとって根源的な不安に対して西欧がどう立ち向かってきたのかという歴史を無視するのではなく、むしろガダマーはこの「伝承」に立ち返って再度解釈をし直すことを主張する。詳しくは拙稿（2009）を参照されたい。

これに対して、19世紀の科学的研究序説では、「人間は働かなければならない」という道徳を用いるだけで十分だと思われた。人々がそれぞれの職能を全うすれば自ずと社会は調和的に営まれるとされた。サン・シモンやデュルケムが産業社会の進展の方向に予見したものは、産業の発展につれて人々の物理的結合、利害による結合が深まれば深まるほど、反対に人々の精神的〈絆〉がますます弱まり、人々が孤立化していく有様であった。かれらの見た「危機」とは、まさしく人々の内面に根ざしたものであったのである。彼らにとって〈社会的なるもの〉とは、究極的には人々のこの内面における〈絆〉<sup>22)</sup>なのである。

これまで見てきたように、ルネサンス以降の社会や人々の〈絆〉<sup>23)</sup>が危機に陥っているということが明らかであるが、具体的に社会や国家においてどのような問題を孕んでいたのでしょうか。これについてサン・シモンは次のように指摘している。「秩序ある状態のもとでは、政府はたんなる函数でなければならず、また生産者が労働している間、彼らの人身と財産の安全を警戒し、寄生者に対して生産者を守るよう委託された委員会であるにすぎない。」<sup>24)</sup>このことから分かるように、典型的な夜警国として近代国民国家を描いている。この近代国民国家においては、「産業は、できるだけ少なく統治されることを要求する。そのためには、できる限り安く統治されることである。政府は、産業の営みに介入するとき、産業を害する。…諸々の政府はあらゆる種類の混乱と障害から産業を守ることだけにその職務を限定しなければならない」<sup>25)</sup>とされる。しかし、この産業は工業経済の幕開けとともにそれまでの社会の解体を招き、科学的に再組織化する必要があったのである。

では、近代国民国家が誕生する過程において社会経済はどのように変化したのだろうか。たとえば、「信用創造」を取り上げてみても、すでに13～14世紀には見られていたがこの頃の貨幣はまだある一定の領域内において使用されていた。というのも、それまでの中世における社会経済自体がとりわけ農業経済を中心とするものであり、ある一定の範囲以内で取っていた。しかし、だんだんと農業経済から工業経済へ移行する過程において、農耕者、製

22) 中村秀一（1989）p.204

23) 「公益のためにつくそうとする熱意あるイギリス人とフランス人に」（Saint-Simon [森博 編・訳]（1988）pp.353-371）という小論文で、サン・シモンは次のように主張する。公益のためにつくそうとする熱意あるイギリス人とフランス人は、社会全体にとって最も有益な仕事をしている人々に最も好都合な政治的学説をつくり普及させるための英仏協会を創設すべきであると語るのである。つまり、イギリスとフランスが共同で新しい協会をつくるべきであるとしている。文学者、法律家、科学者、宗教哲学の完成に努める者、政治経済学の研究にたずさわる人々、芸術家たちからなる一協会をつくることによって社会経済の再組織化をねらっていたことがわかる。この主張は、古典的なローマ法学に対して、ドイツ固有の法律概念を総じて純粋なローマ法の概念に還元することを以て、法律学の使命であるかのように考える歴史派ローマ法学が跳梁していた時代を象徴している。

24) 吉田静一（1975）p.19

25) 中村秀一（1989）p.134



造業者、商人たちが特殊な利益が全産業に共通な利益と一致するような新種の産業を創始することによって財政的・政治的に結ばれた。つまり、「信用創造」制度が本格的に広範囲において拡がり、それまでの〈社会的なるもの〉の解体を招くことになったのである。商業的取引が拡がるにつれ、多くの異なった場所で金銭の支払いと受け取りが必要となり、勘定を決算する手間が時間の大部分を食うようになった。これに対して専門的な産業部門として工業経済を支えるもの、つまり銀行業が本格化していったのである。銀行家たちは巨大な預金を手に入れ、この金をさらに利用するために、商人や製造業者たちに利子つきで貸し付けを行った。こうして産業者は政府よりも、ずっと大きな財力を持ち始めた。銀行は、あらゆる富、全生産元本、あらゆる労働手段の保管者となり、産業界において政府を代表するようになったのである。その結果、公共財産の管理は赤字が膨らみ、ついに1817年にフランス国庫はひどい財政難に陥ってしまった。そして、無政府状態を生じさせ、フランス国民を外国に従属させることになった。国家への信用貸が行われるようになり、この国家への信用貸は王制をかつてないほど強化させたのである。この危機の発端には、すでに1720年代にイギリスで南海泡沫事件<sup>26)</sup>が起きていたことに注目しておきたい。戦費調達のために財政難に陥ったイギリス政府は国債処理を強制的に南海会社の株を購入して肩代わりさせ、奴隷貿易の利潤でそれを賄う計画を画った。南海会社は宝くじを発行・販売することによって、貿易収入より超過した収入を得て、国債と交換し莫大な利益を生むことに成功した。しかし、これが引き金となっていわゆるバブル崩壊を招き、イギリスは大失業社会となったのである。このように、現在世界中で起き上がっているグローバル企業の倒産や失業問題、そして「社会国家」がこれらをすべてカバーしなければならない現代の社会経済それ自体の源流は、もうすでにこの時代にもあったことが分かる。

ここで、注意しておきたいことは、すでに商業時代に存在していた信用創造が工業時代に

---

26) 上田辰之助（1987）pp.77-78 南海泡沫事件は、18世紀イギリス経済および社会史上の最大の事件であり、世界未曾有の商業恐慌として後世の語りぐさとなった。南海泡沫会社は1711年に特権会社として設立された。名目上、当時スペインが領有していた中南米の西インド諸島へ奴隷貿易を独占に請け負う会社であった。しかし実質的にはイギリス政府の財政再建にあった。イギリスは植民地獲得をめぐってフランスやスペインと争った戦争で、莫大な費用を必要とした。この戦費調達を、国債処理を強制的に南海会社の株を購入して肩代わりさせ、奴隷貿易の利潤でそれを賄う計画であった。この計画は密貿易や海難事故で見事に外れた上、会社が倒産する危険に陥ってしまった。このため、南海会社は宝くじを発行して民間に販売したところ、大規模に売れて貿易収入よりはるかに超過した収入を得た。株券と国債とを交換しながら差し引きに会社の利益が生まれ、この利益によって更に株価の上昇が期待されるので株価も利益も無限に上昇を続けることができると考えられた。これをまねする会社が次々と現れ、良心や道徳問題へと発展していった。議会は「泡沫禁止法」を出し、バブル鎮静化に努め、経営陣も株価急落を恐れ、自社株を手放した。この結果、株価は大暴落しイギリス社会は大パニックと化し、破産者で溢れ自殺者も増大したのである。

移行する過程で、その機能が拡大していったことである。とりわけ工業化の進展は二つの段階に分けて考える必要がある。それは、繊維を中心とする軽工業時代の「第一次産業革命」と鉄鋼や石油化学を中心とする重化学工業にシフトされた「第二次産業革命」である。後者は巨額の設備資金が必要となり、国家の信用をバックにした「国立銀行」がドイツで設立され、大量の信用創造によって調達されるようになった。これは設備投資の拡大によってのみ達成可能な「規模の経済」を追求する経済が可能となる。銀行信用創造、株式会社・証券市場、さらに都市化・高学歴化・研究開発への傾斜が進んだ。この「規模の経済」の発展を図る「ネイション」の方が「より良い生活」が保障できると考えられたのである。「基本的人権」という形の「個人」の「自然権」が一つの法律、つまり憲法で保障される民主化が条件となった。近代は、「ネイション」という「領域国家」と、「個人」の「自然権」を憲法によって絶対化する「立憲性」、そしてそれが一般化した形態の一つとして「民主化」、これら三つの条件に成り立っている。

このように、近代国民国家は、「神」の力の及ばないと思われる人間だけの力で安定した社会秩序を形成する可能性のあるものの象徴であると期待された。一つの国土に一つの憲法が制定され、その国民はそれに従う立憲性が国家主権に立脚する君主制が結合するものであっても、近代国民国家の成立の方を優先した。立憲性が民主制と結合する議会制民主主義になるには、国家主権に立つ君主制を打倒する必要があった。これを近代西欧の人々は「市民社会」と呼んだのである。これに対して、近代国家の誕生以前は、機能団体がそれぞれの団体法を制定し、棲み分ける機能国家であった。つまり七つ八つの「職能団体法」が一つの憲法に統一されるには、ネイション（民族）の意識で統一する必要があり、立憲制と君主制が結合することになった。

こうした近代以降の社会の危機に対して、人々は自分たちの生活を含めた社会全体の秩序を制度として守る必要があった。フランスやドイツのように国家の介入を最小にして「労働者」と「企業」の社会的関係において人々の生活を保障する社会保険制度を中心にした「大陸型福祉国家」がある。これは国家の責任として発達した「英・北欧型の福祉国家」とは区別される。この社会保険制度<sup>27)</sup>は、1870年以後に大陸で発展したもので、工業経済や市場経済の維持発展を最優先するために生じる「社会的問題」を、国家が補完するのを原則として、その役割が大きくなる場合を指して「社会国家」と呼ばれるようになった。この経済活

27) 「社会保障制度」と「社会保険制度」では、後者の方が古い。「社会保障制度」は修正社会主義の考え方を取り組むかたちで制度化することになったのに対して、「社会保険制度」はビスマルクの時代までさかのぼり、1870年頃に始まる。第二次世界大戦後の社会保障制度とドッキングするまでは「保険制度」の考え方をすることができなかった。工業経済体制が発展し、成熟し、完熟する段階に応じて、社会保険、社会保障、社会インフラ、社会国家へと社会の性格が変化していった。

動を維持発展することに積極的意義を見出すようになってから、この主体である企業と家計の間の安定に必要な条件が社会契約であるとみなされたときから社会保険制度が合理的であると考えられるようになった。ここでの「国家」の役割は最小で、「企業団体」と「労働団体」の間の関係のことを社会という「団体主義」が基本になっている。

これに対して、スウェーデンやデンマーク、そしてイギリスで社会保障制度が発展した理由は、これらの国はプロテスタンティズムの国で、個人と個人の間を最も重視する「個人主義」を社会の基本に置くため、「核家族制度」よりさらに進んだ「単身世帯」の生活を送ることを目指した社会を理想とする。こうした「単身世帯」の生活を実現するための全責任を国家が負う。こうした「個人」と「国家」の関係に集約される「英・北欧型の福祉国家」の社会を「福祉国家」と呼ばれる。ただ、スウェーデンやデンマークは人口規模が小さく、かつEUという巨大市場を控えて工業経済体制を維持発展するのに最適な立地になるため社会保障制度に特化することができたことについては注意しておきたい。社会保障制度の本質は、家庭が保障してきたことを、結婚して子どもを産む以外のものはすべて社会の責任で行うことにある。

ミクロ経済が支配的である時代は医療を中心とする社会保険制度の充実を図るだけでよかったが、マクロ経済の視点から展開するしかなくなってきたときには年金と介護中心の社会保障制度に転換する必要性が生じてくる。家庭や企業もどきが増えても、〈社会的なるもの〉つまり社会インフラ<sup>28)</sup>の整備によって規模の経済のさらなる発展を図る必要性が生じ、家計と企業以外の第三の責任部分を「社会国家」が担うことになった。家庭だけでは背負いきれない部分は企業が背負うしかないことから、家計と企業の双方で負うことを社会といい、保険制度を採用するようになった。こうして家庭が果たしてきた家族の健康、医療、養育、扶養などの責任は基本的には国家の責任となった。

今日の主流は、もはや「福祉国家」ではなく、社会保険制度の発展した「社会国家」の考え方にシフトしている。「福祉国家」は「国家」の役割に比重が置かれており、「個人」と「個人」の関係という意味での社会のみを意味する。「社会国家」は「社会」の役割に比重が置かれているが、西洋近代の中身である工業経済中心の活動を全面的に容認した段階でそれを維持発展することにより生じる社会性が出発点となる。つまり、ここに再び中世の団体や共同体がもっていた〈社会的なるもの〉を家族や近隣あるいは地域が抱えていた団体的性格が国家へシフトさせたものとして姿を現しているのである。

---

28) 社会インフラは規模の経済を進展させるために有効であるもののことである。ハードな面では電気・ガス・水道であり、鉄道・道路・港湾・飛行場である。ソフト面では金融・保険・リースである。

### Ⅲ. 社会経済の再組織化とゲルマン的団体法

これまで西欧における社会経済の再組織化に向けた三段階を見ながら、「社会国家」の限界を考察してきた。そこで、明らかとなったのは「個人」と「協団体」そして「共同体」の三要素を統一した西欧における歴史的考察から、全体を視野に入れたかたちで次の社会経済を再組織化する必要があることである。その中でも「社会国家」にとって「協団体」が果たす役割は非常に大きいと思われる。というのも、＜社会的なるもの＞は、個人原則や、行政や福祉国家でカバーできるものであったのだろうかという問題がどうしても残るからである。つまり、現代において社会保障によって社会問題を国家がカバーしようとし、巨額な財政問題を抱えながらソブリン・リスクを招いたが、それ以上にグローバル化によって国内の問題だけではなく、国家間の問題も同時に処理しなければならない時代になっていたことである。たとえ財政削減をいくら推し進めたところで、本来、「共同体」や「協団体」の中で処理してきた＜社会的なるもの＞は、いつまでも未解決のままであり、人々の不安や危機は大きくなるばかりで、かえって社会問題は肥大化する。これをいいかえるならば、これまで近代国民国家として成立してきた国家それ自体が終焉を迎えていると言える。ゆえに、社会問題を抜本的に解決しようとするならば、もう一度、＜社会的なるもの＞を処理する方向で考えなければ、人々の安定した生活は保たれないと思われるのである。したがって、この＜社会的なるもの＞の根幹として支えていた倫理や道德問題を、「共同体」や「協団体」といった団体で再度配慮するしかないのである。

そこで、この「協団体」を基礎とした「社会国家」はドイツで「社会保険の思想」を母体に成立してきたが、この背景にはどのような考え方が支えていたのだろうか。ここでは、まずそこから議論しよう。そこで、「社会国家」がドイツから誕生したきっかけにも関係するゲルマン的団体についてここでは触れておきたい。

ゲルマン的団体の特徴は、オットー・ギールケによると、法律を基盤とする団体である<sup>29)</sup>ということである。というのも、法律は個人および社会が完全に発達するための相互関係を定めるものであり、必要な相互の補充関係を作る共同生活則であるから普遍主義においては、法律は最大限の観念となるからである。しかも、法律は価値体系として、いかに各部分を全一体にまで組織立てていくかを定める文化規範<sup>30)</sup>である。とりわけローマ法とドイツ固有のゲルマン法は区別されることについては注意しておきたい。というのも、ローマ法は異国の民族精神によって作られたものだが、ゲルマン法はドイツ人自身の民族精神から作り

29) オットー・ギールケ（1841-1921）は、ゲルマン的団体法を研究しながら、ドイツにおける団体法のあり方を法律を通して解明した。

30) 石田文次郎（1944）p.85

出されたものだからである。つまり、ゲルマン的団体法は「民俗法（folk law）」<sup>31)</sup>であり、地域的慣習という＜社会的なるもの＞から生み出されたものである。言い換えるならば、ローマ法に対して、ドイツ特有の＜社会的なるもの＞を基礎にしながら法律思想と時代の要求とに修正した近代慣習法（usus modernus）<sup>32)</sup>で対抗しようとしたのである。このドイツ特有のゲルマン法は、ローマ法の法人 universitas のようにその構成員の人格を消滅せしめて、あたかも第三者のごとく構成員に対立するような個人に擬制された総合体ではなかった。すなわち法律を基盤とするゲルマン的団体は、全体に対する関係なくしては個人は法律上の人格を有しなかった上に、個人に対する関係なくしては団体もまた法律上の人格を有しなかった。従って、法律は団体に人格を與えるものとされた。人格を與えられた団体は個人と同じく、意欲し、また意欲したものを実行し得る単一的の心身を備えた生活体でなくてはならぬものとされる。つまり、団体に人格を認めることは不変の主体たる性質をこの見えない単一体に結びつけることを意味した<sup>33)</sup>のである。ここに、自己のための存在の代わりに関係が、同格の代わりに上下の整序が、原理上の平等の代わりに全体と成員との二重的形式における人格の原理上の差別が現れる。つまり、団体とその構成員とが相互に権利を有し、義務を負う二重性が発揮されるのである。したがって、ゲルマン的な団体法の特徴は「全体内における全体の単一性と部分の複多性との融合」<sup>34)</sup>である。これが、ゲルマン的な＜社会的なるもの＞から生み出された「組合」（Genossenschaft）<sup>35)</sup>の発想の基盤に置かれており、個人と普遍性とを止揚する実現可能な理論として生活の中に活かされているのである。

もし、われわれが一定の国家、宗教団体、職業団体、家族その他の団体や組合に対する従属関係から切り離して自分だけを考えると、何ももの残らない。個人と全体との相互的調和を実現せしめるところに人の人たる所以がある。つまり、われわれは本来＜社会的なるもの＞から切り離されて生活することは不可能なのである。とりわけゲルマン的団体は、両者の根源的な結合を「家」Familie の中に見出している共同態を重視する<sup>36)</sup>。そこでの縦の関係は祖父母、親、子、孫などがあり、これに対して横の関係は、兄弟姉妹に代表されるような協力、すなわち組合的な連帯が存在する。このように縦と横の交差点にゲルマン的「家」をおき、結合体を描いている<sup>37)</sup>のである。これについて、具体的にもう少し詳しく見てみる

---

31) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.265

32) 石田文次郎 (1944) p.6

33) 石田文次郎 (1944) p.50

34) 石田文次郎 (1944) p.32

35) 同上。

36) 石田文次郎 (1944) p.45

37) 同上。

と、たとえば、氏族団体は家族内における横の親などの拡大したものであり、兄弟の契に基づく団体である。ゲルマン法では、これをジッペ Sippe<sup>38)</sup> という。ジッペは共同体の祖先によって各家族を結合する大なる団体である。ジッペは外敵に対して各家族を守護し、各家族相互の扶助を目的とする団体である。もし、氏族の一人が他の氏族の者から迫害を受けた場合、全員が復讐すべき責を負い、逆の場合には全員で賠償の責を負わねばならない。そのジッペが団体のままで土地に定住し、土地を共同に占有し、共同に耕作するに至ったときに古代ゲルマンのマルク団体が成立した。これは、ゲルマン法の団体の構造が村落団体の土地に対する権利関係の中に最もよく現出させている。土地に対する権利は、村落の団体的権利として、他は住民の個別的権利として、所有権の中に包蔵されている権能が質的に分解され、村落の有する団体的権利は、土地に対する管理権、處分権、監督権のような内容である。住民の有する個別的権利は、経済的権利でもある。このように、ゲルマン的団体法はその土地に生活する人々の中に活かされていたものであり、＜社会的なるもの＞としての生活と一体化していたものであった。

ところで、ゲルマン的団体を研究したギールケが恐れていたものは何よりも世界戦争と、ドイツ帝国内の不統一であった。当時の社会経済の動きを見ながら世界におけるドイツが取るべき立場、とりわけヨーロッパにおける歴史的な課題でもある平和と統一を団体法を通して制度的に乗り越えようとしていたのである。中世的理論の中に、一方では最高の普遍性(団体)の領域を、他方では個人のそれを、あらゆる中間諸団体の犠牲において拡大し、また概念的に集中しようとする傾向<sup>39)</sup>が如実に示されている。古代の国家思想の受容によって復活した国家絶対主義とキリスト教的-ゲルマン的自由思想から開展した近代的個人主義とが相互に関わり合う<sup>40)</sup>のである。このことから分かるように、ゲルマン的団体法は、ヨーロッパにおける歴史の再解釈を絶えず試みながら制度的に統一を図るものであったと言える。

これまで、特にゲルマン的団体法そのものの特徴をみてきたが、この団体法を基礎に「社会国家」が成り立った背景、すなわち国家の成立と法的根拠についても少し触れておきたい。近代以降の社会経済の流れに伴って徐々に社会契約の理論<sup>41)</sup>が生長していったことは周知のとおりである。始源的には国家のない自然状態が存在し、そこでは純粋な自然法が妥当し、それによってすべての人格の自由と平等およびすべての財貨の共有が存在していたということで、一般に意見の一致がみられた。後に国家的ないし市民的な状態が問われることとなるが、当初はいかにして、また、いかなる権利づけをもって支配権が世に登場したのかという

38) 石田文次郎 (1944) p.45

39) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.119

40) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.120

41) 同上。

問題が主流であり、支配と所有が混和されていた。その後、国家権力の成立とその法的根拠についての問題が私有財産の成立とその法的根拠についての問題から切り離され、また教会の側からも支配権力の全く不適法な起源という主張が再び放棄されるに至った後は、人民と支配者との間に締結された契約により国家権力の想定が浸透していった。こうして、国家的共同体の窮極原因として神の意思が色あせて、人間を通じて働く（*causa remota*）〈遠隔原因〉<sup>42)</sup>の地位に引き下がった。国家は団体（*universitas*）の組合（*societas*）からの区別<sup>43)</sup>にもかかわらず、統一体として自らを措定する総体性の単一的行為を、多くの個々人間での義務的契約締結と混同し、そして団体（*universitas*）の特殊性を国家による付加の特許によって初めて成立させているのである。こうして正に終局的には中世的理論はすでに、いわゆる国家的統合行為の、社会契約のカテゴリーの下への包摂に到達<sup>44)</sup>していったのである。

本来、古代への結びつきにおいて、国家目的は幸福かつ有徳な生活の中に、公共の福祉と市民的倫理性の実現の中に措定される。国家の課題は、自らの必然的補充とより高次の目標を彼岸的幸福と内的徳に指向する教会の課題の中に持つということにより制限<sup>45)</sup>され続けた。古代的な基盤の上に打ちたてられた国家論は、国家と個人との間を媒介するすべての団体の側を通り過ぎることによって、団体は自然法体系の中での市民権を奪われ、そしてその全存在においてもっぱら国家によって定礎せられ、意のままに変更可能な実定法の地盤上に置かれた。そして一方での国家的勢力範囲と他方での個人の自由領域とがあらゆる法哲学の排他的かつ時速的出発点となったことによって、最終的には団体それ自体は公法においてはただ国家部分としてのみ、私法においてはただ人工的個人としてのみ権利資格を与えられるが、一方実生活の中で出てくるすべての偏差は国家により授与されそして公共の福祉のためにはいつでも取り消しうる特権からの流出物としてのみ現象した<sup>46)</sup>。古代的国家思想でもって自己を充たし、そして他方ではそれに対峙してキリスト教的—ゲルマン的自由思想から救出し展開したすべてのものを、個人主義的自然法の中に包蔵することが決定的になればなるほど、それだけ一層武器を中心とした戦争が多くなり、その戦争においては主権的国家と主権的個人が自らの自然法的領域の境界をめぐる格闘したが、すべての中間的団体はまずは実定法上の構成体へと降格させられ、そして最終的には完全に消滅していった<sup>47)</sup>のである。こうして、ゲルマン的団体思想が近代国民国家観へと変化し、中間団体の喪失とともに「社

---

42) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.121

43) 同上。

44) 同上。

45) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.122

46) O. ギールケ [坂本仁訳] (1954) p.129

47) 同上。

会国家」というかたちで団体思想が発揮されていったのである。

このように、生活と一体になっていく社会的なるもの>が解体されながら、ゲルマン特有の団体思想が「社会国家」へと移り変わっていったが、現在その「社会国家」自体が危機に陥っている。そこで、この「社会国家」が抱える問題を解決するためには、現代西欧がかかえる近代以降ずっと続いてきた社会経済そのものの再組織化が必要となる。こうした全体的な大きな枠組みからの見直しが今まさに不可欠となっている。そこで、最後に西欧が生み出した「社会国家」の問題はこうした歴史的な視点から見直すべきであることについて触れておきたい。マックス・ミュラーも次のように述べている。「宗教、芸術、政治、学問、道徳、法律などの「意味」そのものの転化がなされる。宗教や芸術など人間の作ったこしらえものに成り下がってしまうことではなく、神、美、国家、真理、善、正義などがそのつど別様に認識されたり承認されたり、われわれの生活や社会の生活の中でそのつど違った役割を果たしたり、われわれのもとでそのつど別々の顕示性や現在性に至ったりすることを、自分の方から要求してくるようにして「意味」そのものの転化がなされる。根本的に問題にされているのは歴史意識によって要求された試みである。」<sup>48)</sup> このように、次の社会経済の再組織化をねらう際には、歴史意識を含めた転換が必要である。というのも、ゲルマン的団体法に「社会国家」の基礎を見ていたギールケも、「歴史的な法律観に依るときには、法律とは人間自身と共に與えられた共同生活の主要な構成要素である。故に法律とは個人を結合し、個人の上に存続する社会的存在の他の要素、すなわち言語・宗教・風習・道徳・経済・芸術・学問および外部的団体組織と同様に根元的な人間の属性であり、またその進化の方面より見るときは一つの歴史的産物である」<sup>49)</sup>と指摘しているように、法的理念は人類の共同財産であり、それは神の理念、道徳的善の理念と等しく我々の時代の内面的統一であるとされているからである。つまり、ミュラーやギールケも指摘しているように歴史性は社会的なるもの>に立ち戻る際に重要な意味を持っており、われわれは生きている限りここから離れて考えることは出来ないのである。こうした法の理念は正義であり、真・善・美・聖の理念のようにそれ自身独立した文化価値そのものである。すなわち、人々の生活の中で活きている法は言語・科学・芸術と結びつき、宗教・独特・風俗と結合によってもたらされ、経済生活、国家生活と歴史的に結合しているのである。

さらに、ミュラーは「キリスト教の範疇である「隣人」という範疇は、歴史的範疇である。素質（主観的能力）の図式も秩序（客観的目標）の位階秩序の図式もともに歴史的ではない。キリストから委託を受けた人にだけ歴史的召命が通用する。キリスト者は自らの行為を彼の

48) M. ミュラー [新田善弘訳] (1958) p.50

49) 石田文次郎 (1944) p.138



素質や天賦の才能から導き出すことはまた可能的本質の位階秩序から導き出すことは、いかなる仕方においてもできない。彼はたった一人きりで、彼だけが義務を負わされたものとして認識するもの前に立つ。<sup>50)</sup>と指摘するように、歴史的召命が人々の生活には切り離せないものであるとし、社会経済の再組織化はこうした視点から再構築されるべきであると思われる。したがって、このような西欧の歴史的「伝承（Überlieferung）」に絶えず立ち返って、そのテキストを何回でも解釈する必要がある。ガダマーが哲学的にこれを「解釈学的循環（Hermeneutischer Zirkel）」と称し、重要視したのもこのためである。こうした心配や配慮としての「ゾルゲ」のレベルから＜社会的なるもの＞を含めて現代の社会経済システムを考察しなければ、近代以降引き延ばしにしてきた「社会国家」の問題は解決できないと考えられる。

#### IV. おわりに

これまで社会経済の再組織化を図るためには、現在世界中の先進諸国で問題となっている「社会国家」の問題を解決する必要があることを述べてきた。また、「社会国家」を誕生させたドイツにおけるゲルマン的団体法の特徴とその変容を整理しながら、経済と社会、そして国家の関係について考察してきた。ここで明らかになったことは、本来、人々が相互に協力して協同し合う団体法を基礎とした「社会保険の思想」が、近代以降の個人の自由を保障する社会保障へと変化し、最終的にはこの保証を国家が担うという巨大な「社会国家」を誕生させてしまったことである。この背景には、すでに述べたように、工業経済や市場経済、貨幣経済の発展とともに、「共」と「協」の原理を解体させながら「個人」原則を基本としてきたことが大きな意味を持つ。つまり、それまで「共」や「協」の領域に＜社会的なるもの＞が埋め込まれていたが、これが切り離され「個人」の責任とされ、この「個人」に限界がきたときには＜社会的なるもの＞は国家の責任であると考えられたのである。これが、福祉国家ならびに「社会国家」へと変容していったのである。いまや、この「社会国家」はますます拡大し、財政問題を筆頭にもはや国家が負担しなければならない問題は大きくなる一方である。現在の先進諸国における大失業問題や財政破綻問題、少子高齢化における介護や医療など、年金問題は単なる科学的・システムの組織づくりといった解決法ではなく人々の生活全体からの配慮や心配が不可欠となっている。

そこで、本来の生活における＜社会的なるもの＞が埋め込まれたかたちで社会経済の再組織化を現代のわれわれも考えなければならないと思われる。それは、つまり歴史的な大きな

50) M. ミューラー [新田善弘訳] (1958) p.37

視点から現代西欧の問い直しでもあり、本来の協同、協働の生活全体の取戻しでもある。この意味で、経済的發展を重視したグローバルな規模の経済に対して、ゲルマン的団体や組合が生かされるような生活の基盤としての地域の経済について考察する必要があると考えられるが、これについては稿を改めたい。

#### 参考文献

- ・エミル・デュルケム（1912）『宗教生活の原初形態（上）』吉野清人訳、岩波文庫、1975.
- ・エミル・デュルケム（1924）『社会学と哲学』佐々木交賢訳、恒星社厚生閣、1985.
- ・オットー・ギールケ（1900）『中世の政治理論』坂本仁訳、ミネルヴァ書房、1954.
- ・ゲアハルト・A. リッター（1989）『社会国家 —その成立と発展』木谷勤・北住炯一・五島俊明・竹中亨・若尾祐司訳、晃洋書房、1993.
- ・サン・シモン（1824）『産業者の教理問答』森博訳、岩波文庫、2001.
- ・ハンス・ゲオルク・ガダマー（1993）『健康の神秘：人間存在の根源現象としての解釈学的考察』三浦國泰訳、法政大学出版局、2006.
- ・ハンス・ゲオルク・ガダマー（1960）『真理と方法Ⅱ』嚮田收・卷田悦郎訳、法政大学出版局、2008.
- ・ハンス・ゲオルク・ガダマー（1993）『ガダマーとの対話 —解釈学・美学・実践哲学』卷田悦郎訳、未来社、1995.
- ・マックス・ミュラー（1958）『ハイデッガーと西洋の形而上学』新田善弘訳、理想社、1966.
- ・石田文次郎（1944）『ギールケの法學』三省堂.
- ・上田辰之助（1987）『上田辰之助著作集4 蜂の寓話』みすず書房.
- ・川越 修（2004）『社会国家の生成』岩波書店.
- ・兒玉幹夫（1996）『＜社会的なもの＞の探求 —フランス社会学の思想と方法』白桃書房.
- ・福澤直樹（2012）『ドイツ社会保険史』名古屋大学出版会.
- ・竹下公視（2011）『現代の社会経済システム—社会システム論と制度論』関西大学出版部.
- ・中村秀一（1989）『産業と倫理 —サン・シモンの社会組織思想』平凡社.
- ・森 博（1988）『サン・シモン著作集 第5巻』恒星社厚生閣.
- ・吉田静一（1975）『サン・シモン復興 —思想史の淵から』未来社.
- ・拙稿（2009）「現代西欧における福祉社会 — H.G. ガダマーの“Sorge”の視点から —」『吉備国際大学大学院社会学研究科論叢』、第11号、吉備国際大学大学院社会学研究科論叢委員会.
- ・Norbert Blüm, Anton Jaumann, Dieter Schröder（1976）*Die Grenzen des Sozialstaates*, Seewald Verlag.
- ・Anton Rauscher（1977）; *Krise des Sozialstaats?*, J. P. Bachem.